JP-DRP の多言語化及び WIPO との提携などについて

- 1. DRP 検討委員会において共有されているこれまでの経緯
 - ・JP2021-0001 ERBORIAN.JPが、JP-DRPで初めて、英語での裁定を実施した。
 - ・山口委員の人脈より、英語での裁定などについて、WIPO に相談など行う中で、WIPO から、ccTLD の裁定も多く実施しており、JP-DRPでも多言語化に対応するために、WIPO は対応できるので、提携などを JPNIC として検討できないかなどの話があった。
 - ・過去、JPNICとして、JIPACだけでなく、複数の紛争処理機関と提携し、競合する中で質的向上を図るべきとの意見もあり、国内で他の紛争処理機関との提携を模索したが、適当な候補がなく、JIPACとの提携関係を強固にすることにより、質的向上を図ってきたという経緯がある。
 - ・JPNIC の現状の認識としては、今後多言語化への対応の必要性が高まる可能性があることは認識しつつも、現状では、英語での裁定が今年度初めて実施され、今後の多言語化のニーズが読めない中で、JIPAC が英語での裁定などについても積極的に対応していただけている状況や、JPNIC 内のコストや組織体制などの観点から、JIPAC との連携を強化して、英語での裁定などへの機能を強化することが優先されると考えているが、検討委員会などで検討していくことについては吝かではない。
 - ・2021 年度第 1 回検討委員会においての議論の中では、JPNIC として WIPO と打ち合わせを行うかについては、WIPO のベッカム氏が、ICANN の GAC に参加しており、機会があり先方からのアプローチがあれば検討するが、現状では積極的に JPNIC から WIPO にアプローチすることは考えていないとの認識であった。
 - 2. 2021 年度第2回検討委員会での議論から
 - ・早川委員から、日本政府の外国仲裁機関を日本国内に誘致しようとする動きおよびその中での WIPO との関係性について報告され、JP-DRP に関しても、WIPO と取り組む可能性などについて説明された。

- ・山口委員より、WIPO と JIPAC の関係の経緯と現状について説明があり、これまでの関係性の中で、WIPO との提携に関して、日本人に不利になる可能性などの懸念点が示された。
- ・多言語化の文脈の中での WIPO との提携であるなら、英語以外の言語への対応の必要性については疑問がある。
- ・現状において、JP-DRPでは、外国人に不利になる懸念がある。
- ・情報を整理するためにも、先ずは WIPO の話を聞いてみるところから始める。

3. JPNIC の課題と懸念

- ・多言語化へのニーズは、潜在的に存在し、対応できれば顕在化する可能性もある。
- ・JP-DRP も国際化を図らなければ、今後の世界の趨勢に取り残される。
- ・申立件数は、JP ドメイン数が、増加する中でも、大きな変化はなく、その原因の究明が 出来ていない。(参考資料 2 を参照)
- ・WIPO と提携すると、これまで強固な関係を構築してきた JIPAC から WIPO に多くの案件が流れてしまうのではないか。
- ・JIPAC だけでは、英語以外の申立てには対応できない。
- ・WIPO と提携するための、リソースなどの負担に JPNIC として対応できるか。
- ・WIPO は、JP-DRP にある準拠法などに対応できるかなど、JP-DRP と UDRP の違いへの 対応が可能か。
- 4. 2021 年度第2回パネリスト候補者研修における佐藤先生の講義からの検討課題(羅列)
 - ・言語の決定のタイミングとプロセスの明確化と手続き規則に記載するかどうか

- ・登録者の特定と同意について
- ・英語以外の言語に対応する必要性について
- ・JP-DRP における準拠法に関して
- ・第1要件 商標と類似の認定基準(外観故障と観念)
- ・第3要件 and or の問題 (UDRP では過去議論はあったが、現状では and で統一)
- ・事件管理者の役割について (パネリストとの関係)
- ・裁定言語で翻訳せずにに裁定実施が可能かどうか
- ・地名、地理的表示(貿易協定がある場合)、オンラインロケーションなど
- その他

以上